



ユーラシア研究所レポート No.152

2025 年 7 月 1 日

CSRD／ESRS におけるスコープ 3 排出量の開示

石田 周

概要

欧州連合（EU）の企業持続可能性報告指令（CSRD）と欧州持続可能性報告基準（ESRS）により、企業にはバリューチェーン・レベルでの評価が求められる。したがって、CSRD／ESRS の内容を的確に把握したうえで、サプライヤーからのデータ収集も含め早急な対応が必要である。本稿では、CSRD／ESRS の概要を紹介し、特にスコープ 3 の温室効果ガス（GHG）排出量の開示に関する規定を確認する。

1. 企業持続可能性報告指令（CSRD）と欧州持続可能性報告基準（ESRS）

世界中で持続可能性関連の情報開示を求める規制の動きが進んでいる。その中でも先駆的な規制を導入しているのが欧州連合（EU）である。現在、EU における持続可能性情報の開示に関する規制は、CSRD（2022 年 11 月採択）と、その技術的な詳細を定めた ESRS（2023 年 7 月採択）によって規定されている¹。

CSRD／ESRS の対象となる企業は、①EU の全ての大企業、②EU の（零細企業を除く）上場企業である²。さらに、③EU 域内での純売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超え、かつ、EU 域内に一定の基準を満たす 1 つ以上の子会社または支店（EU における大企業または「零細企業を除く」上場企業、または、純売上高 4,000 万ユーロ以上の企業）を持つ場合、非 EU の企業グループが CSRD／ESRS の対象となる。したがって、日本企業の EU 子会社が①の基準を満たす場合にはその子会社が、日本の企業グループが③の基準を満たす場合にはその企業グループが、CSRD／ESRS における報告義務の対象となる³。

CSRD／ESRS の対象となった企業には、2025 会計年度以降、前会計年度に関する情報の開示が順次求められることになる。つまり、2025 会計年度には、従業員数 500 人以上の大企業（2024 年 1 月 1 日以降開始する会計年度の情報）、2026 会計年度には、従業員数 250 人以上の大企業（2025 年 1 月 1 日以降開始する会計年度の情報）、2027 会計年度には、上場中小企業、小規模信用機関、キャプティブ保険会社（2026 年 1 月 1 日以降開始する会計年度の情報）、2029 会計年度には、非 EU の対象企業（2028 年 1 月 1 日以降開始する会計年度の情報）が順次開示を求められる。

ESRS では、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する開示要件がトピック別に示されている。ESRS のトピック別の基準には、「環境（E）」として「気候変動（E1）」「汚染（E2）」「水と海洋資源（E3）」「生物多様性とエコシステム（E4）」「資源の利用とサーキュラーエコノミー（E5）」、「社会（S）」として「自社の労働力（S1）」「バリューチェーンにおける労働力（S2）」「影響を受けるコミュニティ（S3）」「消費者および最終顧客（S4）」、そして「ガバナンス（G）」として「企業行動（G1）」が含まれている。また、各トピックに関して、「ガバナンス」「戦略」「影響・リスク・機会の管理」「評価基準と目標」という 4 つの領域に関する開示が求められる。このような枠組みを持つ ESRS には、より詳細な開示要件（DR、全 82 項目）と、それをさらに具体化したデータポイント（1,000 以上）が含まれている。

ただし、ESRS に含まれる DR やデータポイントのすべてについて、情報開示が求められているわけではない。企業はまず、トピック、DR、データポイントの順に「マテリアリティ（重要性）」がある項目を絞り込む。この評価の際には、

「財務マテリアリティ」（企業の発展、財政状態、および、経営成績、キャッシュ・フロー、資金調達、資本コスト等への財務的影響の大きさ）と、「インパクト・マテリアリティ」（企業が環境や人々に対して及ぼしている、実際のまたは潜在的な正または負のインパクトの大きさ）の両方の観点から行われる。そして、いずれかの観点から「マテリアリティ」があると判断されれば、開示が必要となる（ダブル・マテリアリティ評価）。なお、マテリアリティがない場合には、ESRS E1「気候変動」に関してのみ、その詳細な理由を開示しなければならない。

特に、インパクト・マテリアリティを判断する際には、「自社の活動」だけでなく、「上流および下流のバリューチェーン」のレベルでインパクトの評価が求められる。したがって、CSR／ESRSの直接的な対象になっていない日本企業も、ビジネス・パートナーからデータを要求される形で、CSR／ESRS から間接的に影響を受ける可能性がある。

2. CSR／ESRS とスコープ 3

上述のように、ESRS で示されるトピック、開示要件（DR）、データポイントは多岐にわたるが、ここではトピック別 ESRD の E1「気候変動」の「E1-6：温室効果ガス（GHG）のスコープ 1・2・3 排出量および総排出量」（E1 に含まれる DR の 1 つ）⁴、とりわけスコープ 3 のデータポイントに絞って具体的に検討する。なお、以下では根拠となる ESRS の条文をカッコ内に示している。

周知のように、「スコープ（scope）」とは、GHG プロトコル（温室効果ガスの会計処理において世界で最も使用されている標準規格の 1 つ）による区分を指す。すなわち、「スコープ 1」は企業が生産活動を行う中で直接的に排出する GHG、「スコープ 2」は生産活動の中で間接的に排出する GHG、「スコープ 3」は企業の事業活動で排出する GHG で、スコープ 1・2 に含まれないその他の GHG を指す。通常、スコープ 3 は企業活動全体における GHG 排出量の大部分を占めているため、気候変動問題への取り組みにおいてスコープ 3 の把握・開示は必要不可欠である。

ESRS E1 でも GHG プロトコルによるスコープ 1・2・3 の区分が踏襲されている（ESRS E1 §AR45）。また、GHG 排出量の計算方法等についても、ESRS E1 は複数箇所で GHG プロトコルの基準を参照することを求めている（ESRS E1

§AR39(a)など) 5。特にスコープ 3 の開示にあたっては、「企業のバリューチェーン (スコープ 3) の算定および報告に関する基準 (2011 年版)」(GHG Protocol [2011]) の原則および規定を考慮することが求められている⁶ (ESRS E1 §AR46(a))。ただし、以下で述べるように、ESRS の基準には、一部 GHG プロトコルと若干異なる部分もある⁷。

ESRS E1 で開示が求められるデータポイントは、①スコープ 1 の GHG 総排出量、②スコープ 2 の GHG 総排出量、③スコープ 3 の GHG 総排出量、および、④合計の GHG 総排出量である (ESRS E1 §44)。GHG プロトコルでは、スコープ 3 の総排出量をカテゴリ別に個別に報告することが求められており (GHG Protocol [2011], p.119)、この点で、総排出量の開示を求める ESRS E1 の要件とやや異なっている。また、ESRS では、従業員数が 750 人未満の企業の場合、初年度のスコープ 3 排出量および合計の GHG 総排出量に関するデータポイントを省略することが認められている (ESRS 1 Appendix C)。

これらの GHG 排出量⁸は二酸化炭素 (CO₂) 換算トン単位で提示され (ESRS E1 §44)、売上高を分母として開示される必要がある (ESRS E1 §53)。また、「GHG 排出量の算定または測定に使用した方法、重要な仮定、排出係数を、それらを選択した理由とともに開示し、使用した算定ツールの参照先またはリンクを提供すること」も求められている (ESRS E1 §39(b))。

ESRS E1 のスコープ 3 に含まれるカテゴリもまた、GHG プロトコルを踏襲しており、「上流」の 8 カテゴリ (①購入した物品・サービス、②資本財、③燃料エネルギー関連の活動 (スコープ 1・2 に含まれないもの)、④上流の輸送・流通、⑤事業において発生した廃棄物、⑥出張、⑦従業員の通勤、⑧上流のリース資産)、および、「下流」の 7 カテゴリ (⑨下流の輸送・流通、⑩販売した製品の加工、⑪販売した製品の使用、⑫販売した製品の使用後処理、⑬下流のリース資産、⑭フランチャイズ、⑮投資) の合計 15 カテゴリから構成される (ESRS E1 §AR46(c))。ただし、ESRS E1 では、上流の「購入した物品・サービス」の一部として、クラウドコンピューティングとデータセンターが追加されている点で、GHG プロトコルと異なっている (ESRS E1 §AR51)。

留意すべき点は、上述のように、ESRS ではマテリアリティがあると評価されるカテゴリのみが開示義務の対象となるという点である。マテリアリティのあるスコープ 3 カテゴリを特定する際の基準としては、「その推定 GHG 排出量の規模」

に加え、「財務支出、影響力、関連する移行リスクと機会、またはステークホルダーの見解など」の「その他の基準」⁹が挙げられている（ESRS E1 §AR46(d)）。また、ESRS では、重要なカテゴリを毎年更新すること、少なくとも 3 年ごと、あるいは、重大な事象または状況の重大な変化が生じた場合に、スコープ 3 の GHG インベントリ全体を更新することを要求している（ESRS E1 §AR46(f)）。

重要なスコープ 3 カテゴリにおける GHG 排出量は、適切な排出係数を用いて算出または推計される（ESRS E1 §AR46(e)）。また、「スコープ 3 の GHG 排出量が、どの程度その上流および下流のバリューチェーン内における特定の活動からのインプットを使用して測定されているか」、および「サプライヤーまたはその他のバリューチェーンのパートナーから取得した一次データを使用して計算された排出量の割合」を開示することが求められる（ESRS E1 §AR46(g)）。

3. 結びに変えて——CSRD／ESRS 対象企業による対応の方向性

CSRD／ESRS の内容は非常に膨大であり、現状では企業側の準備は十分に整っていないともいわれている。特に、スコープ 3 の GHG 排出量の報告など、バリューチェーン・レベルでデータを収集することは依然として非常に困難である。

留意すべき点は、すでに述べたように、CSRD／ESRS で記載されている項目すべてについて、開示が求められているわけではないということであろう。CSRD／ESRS の対象企業はまず、マテリアリティ評価を適切に行うことが必要となる。また、ESRS E1 やその主な参照基準である GHG プロトコルは、さまざまな形で推定や仮定に依拠することを認めている。

そのうえで、より実態に即してスコープ 3 の報告や目標設定を行う場合には、データの改善、とりわけサプライヤーからのデータ収集を行う必要がある。そのためには、何よりも関連企業との連携が必要である。欧州の企業の中には、フランスのシュナイダーエレクトリックやイタリアのエネルのように、サプライヤーとの協力関係構築に向けた先駆的な取り組みを行う企業がすでに現れている¹⁰。

現在、政治家の間でも CSRD／ESRS の適用延期を求める声が上がっていると報じられている。他方で、投資家や顧客による開示要求もいまだ根強い。今後も持続可能性への配慮が企業に求められ続けると考えられるため、引き続き、企業には早急な対応が求められるであろう。

注：

¹ CSRD／ESRS の概要に関しては、JETRO [2024]、石田 [2025] を参照した。

² EU における大企業とは、①総資産残高が 2,500 万ユーロ、②純売上高が 5,000 万ユーロ、③従業員数が 250 人という 3 つの基準のうち、2 つ以上の要件を超える企業を指す。また、零細企業とは、①総資産残高が 45 万ユーロ、②純売上高が 90 万ユーロ、③従業員数が 10 人という 3 つの基準のうち、2 つの基準を超えない企業を指す。

³ 企業が連結単位でサステナビリティ報告書を作成する場合、一定の条件下で、EU サブ連結単位と EU 子会社単位による報告書作成が免除される。詳しくは JETRO [2024] 6-8 ページ参照。

⁴ 「E1-6：GHG のスコープ 1、2、3 排出量および総排出量」は、上述の 4 つの領域のうち「指標と目標」の一部として開示される。

⁵ 事業者は、委員会勧告 2021/2279 または ISO 14064-1：2018 で規定された要件を考慮してもよいとされている（ESRS E1 § AR39(a)）。

⁶ なお、金融機関の場合には、スコープ 3 の GHG 総排出量に関する情報を作成する際に金融向け炭素会計パートナーシップ（PCAF）の‘Global GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry’（2022 年 12 月版）への配慮が求められている（ESRS E1 § AR46(b)）。

⁷ ESRS と GHG プロトコルの相違点に関しては、Greenhouse Gas Protocol, World Resources Institute & WBC [2025] を参考に記述した。

⁸ GHG 排出量には、CO₂、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）を含めるものとされている（ESRS E1 § AR39(c)）。また、非 CO₂ ガスの CO₂ 換算排出量は、100 年間の時間軸に基づく IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）が公表した最新の地球温暖化係数（GWP）値を使用して算出される（ESRS E1 § AR39(d)）。

⁹ 「その他の基準」は、「企業のバリューチェーン（スコープ 3）の算定および報告に関する基準（2011 年版）」または「ISO 14064-1：2018」の「附属書 H.3.2」で規定されるものである。

¹⁰ これらの企業による具体的な取り組みについては Responsible Investor [2024] 参照。

参考文献：

Directive (EU) 2022/2464 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting [Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD].

Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772 supplementing Directive 2013/34/EU as regards sustainability reporting standards [European Sustainability Reporting Standards: ESRS].

GHG Protocol [2011], 'Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard Supplement to the GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard'.

GHG Protocol, World Resources Institute & WBC [2025], 'Overview of GHG Protocol Integration in Regulatory Climate Disclosure Rules', (Revised), January.

日本貿易振興機構 (JETRO) 「CSRD 適用対象日系企業のための ESRS 適用実務ガイダンス (2024 年 5 月)」 [2024].

Responsible Investor [2024], 'How corporates are tackling the Scope 3 push', 9 January.

石田周 [2025] 「第 11 章 EU タクソノミーの拡張, CSRD/ESRS, 企業持続可能性デューディリジェンス指令の動向」 蓮見雄・高屋定美〔編〕『カーボンニュートラルの夢と現実 欧州グリーンディールの成果と課題』文真堂。

【執筆者】 石田周 (愛知大学地域政策学部准教授)

(※このレポートは、三菱 UFJ 銀行グループが海外の日系企業の駐在員向けに発信しているウェブサイト MUFG BizBuddy に 2025 年 2 月 12 日付で掲載されたものです。)